

認定こども園健爽学園ゆりかご幼稚園 重要事項説明書
(令和5年4月1日)

1. 事業者	
事業者の名称	学校法人 健爽学園
代表者氏名	園長 荒井 利夫
法人の所在地	神奈川県川崎市宮前区犬蔵1丁目19番16号
法人の電話番号	044-977-1623

2. 事業の目的	
事業の目的	学校教育法第22条及び第23条に基づき、就学前の子どもに教育・保育を提供します。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・豊かな人間性を持ち、生き抜く力の基礎を育成します。・自分で考え、意欲を持って行動する子ども、みんなで力を合わせてやり抜く子どもを育てます。・年齢相応にバランスある発達を促します。・当園は、むずかしい21世紀を鑑みて、早期幼児教育にあたっています。小学校普通学級に進級が出来るお子様に入園していただいています。・在園児及びその保護者は、幼稚園生活においては、幼稚園の規律を乱す行為及び公序良俗に反する行為を慎む。これに反した場合は、退園していただくことがあります。

3. 認定こども園の概要	
(1)名称・所在地	
	認定こども園健爽学園ゆりかご幼稚園
名称	神奈川県川崎市宮前区犬蔵1丁目19番16号
電話番号	TEL 044-977-1623 FAX 044-977-6556
法人創立年月日	昭和62年2月1日
事業認可年月日	平成20年4月1日
園長氏名	荒井 利夫
職員数	園長1名、副園長1名、保育教諭34名、保育補助者2名 園医1名、委託歯科医2名、薬剤師1名、事務職員7名 管理人2名、運転手6名、看護師1名、栄養士1名

(2)入園定員

定員と合計 (「/」の左側が1号認定児、右側が2号認定児(3~5歳児)、3号認定児(1~2歳児))						
年齢	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	12名	18名	30名/40名	40名/40名	45名/40名	265名
学級編成	1クラス	1クラス	5クラス	3クラス	3クラス	13クラス

(3)その他

扱う保育事業の種類	預かり保育、延長保育、一時預かり保育
職員への研修実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に対して実施
自己評価の概要	職員による教育内容などの自己評価を実施し、教育に関する能力の向上に努めています。
第三者評価の概要	毎年、保護者からの意見を聞き、その結果を公表します。
人権擁護、虐待防止のための対策	職員会議の中で、人権擁護と虐待防止に関する勉強会を責任者のもとに実施しています。園長が宮前区の虐待対策の委員会に属しています。
申し込みが定員を上回る場合の選考方法	入園希望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出して頂きます。ただし、保育を必要とする子どもについては、居住する市町村の認定を受けた上で申し込むこととします。 1号認定児については利用定員を越える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、入園者を決定します。 1)兄弟姉妹が在園している者は優先します。 2)卒園児の兄弟姉妹は、前項の次に優先します。 3)その他の者は、園から近距離に居住する対象者より考査、面接によって選考します。
園医	荒井健利 医師
委託医	委託歯科医師

4. 新型コロナウイルス感染対策

当園では新型コロナウイルス感染を予防するために、市より要請・発令があった時にはその指示に従い、自粛保育または臨時休園いたします。

5. 開園日・開園時間及び休園日		
開園日 開園時間	1号認定児	月曜～金曜:(7時30分～)9時～14時(～18時30分) ※()内は早朝保育・預かり保育実施時間
	2号認定児標準 3号認定児標準	(月曜～金曜:(7時～)7時30分～18時30分(～20時) ※()内は延長保育実施時間 土曜:7時30分～18時30分
	2号認定児短時間 3号認定児短時間	月曜～金曜:(7時30分～)9時～17時(～20時) ※()内は延長保育実施時間 土曜:9時～17時
休園日	1号認定児	土曜日、日曜日、国民の祝日 夏期休業日:7月18日から8月31日まで(予定) 冬期休業日:12月20日から1月7日まで(予定) 春期休業日:3月20日から4月7日まで(予定)
	2号認定児標準 3号認定児標準	日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日
	2号認定児短時間 3号認定児短時間	日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日

2号、3号認定児について、保育の提供を行う時間は次のとおりとします。

(1) 2号保育標準時間認定を受けた幼児の場合

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初一定期間、幼児が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「慣らし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から20時00分までの範囲内で延長保育を提供します。(延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途延長保育料及び補食代が必要となります)

(2) 2号保育短時間認定を受けた幼児の場合

9時00分から17時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初一定期間、幼児が集団保育に慣れるために保育の提供を行う時間を短くする「慣らし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から20時00分までの範囲内で、延長保育を提供します。(延長保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途延長保育料及び補食代が必要となります)

6. 施設の概要	
敷地面積	2385.79 m ²
建物	1876.42 m ²
施設の内容	保育室・遊戯室・職員室・給食調理室・便所・その他
設備の内容	軽量鉄骨・木造・コンクリート 他

7. 認定こども園の職員体制(令和3年9月1日)

(1) 認定こども園ゆりかご幼稚園

体制	役職	人数	資格
常勤	園長	1人	高等学校教諭(2級) 中学校教諭(1級)
常勤	副園長	1人	高等学校教諭(2級) 中学校教諭(1級)

(2) 幼稚園

体制	職種	人数	保有資格
常勤	保育教諭	20人	幼稚園教諭・保育士
	事務員	3人	
	運転手	6人	
	管理人	2人	
	栄養士	1人	栄養士
	園医師	1人	内科、小児科医
非常勤	保育教諭	2人	幼稚園教諭・保育士
	事務員	3人	
	看護師	1人	看護師
	委託歯科医	2人	歯科医師
	薬剤師	1人	薬剤師

(3) こども園

体制	職種	人数	保有資格
常勤	保育教諭	7人	幼稚園教諭・保育士
	事務員	1人	
非常勤	保育教諭	5人	保育士
	保育補助者	2人	
	看護師	1人	看護師

8. 保護者の負担について

(1) 保育料：1,2号認定児は、子ども・子育て支援法の改正により無償化。

3号認定児は、保護者が居住する自治体が決定します。

(2) 保育料以外の費用

保育料の他に、保護者に負担いただくものとして以下のものがあります。

本園の入園検定料・入園受け入れ準備金及び教育諸費用は次の通りとします。

	1号認定児 (3歳児以上)	1号認定児 (満3歳児)	2号認定児	3号認定児
授業料・保育料	子育て支援法の改正により無償化	子育て支援法の改正により無償化	子育て支援法の改正により無償化	園児が居住する市町村が定める額
A施設設備維持費 (バス通園児)	4,700円	3,000円	4,000円	なし

B施設設備維持費 (徒歩通園児)	700円	なし	なし	なし
園外活動費	500円	なし	なし	なし
教育向上費	8,000円	5,100円	8,000円	8,000円
入園時納付金 3年保育 2年保育	0円	0円	0円	0円
入園審査料	3,000円	なし	なし	なし
発達成熟度テスト	なし	なし	3,000円	なし

①教育向上費：月額8,000円について、当園では園の配置基準を越えた教諭の配置、また外部講師による授業教育カリキュラムを取り入れており、この二点の費用として徴収します。

②1号認定児（満3歳児を除く）、2号認定児は制服、体操服、個人持ち道具代等50,000円程度。

1号認定児（満3歳児）は遊び着、カラー帽子、リュック等8,000円程度。

3号認定児、個人持ち道具代等1歳児は6,000円程度、2歳児は10,000円程度。

③絵本代：月額400円程度（1号認定児（満3歳児を除く）・2号認定児、3号認定児）

④給食費：1号認定児：4,500円/月、2号認定児：6,000円/月 3号認定児：食育活動費として2,000円/月

【給食費の内訳】

	1号認定児	2号認定児
主食費	1,000	1,500
副食費	3,500	4,500

ただし、年収360万円以下相当と認められた世帯及び第3子の給食費は主食費のみとします。

※「第3子」とは、1号認定児は、小学3年生の子から数えて第3子、2号認定児は、就学前の子から数えて第3子をいう。

⑤母の会費：月額400円（1号認定児・2号認定児）

※上記のほか、遠足代などの必要な実費は随時お知らせします。

(3)1号認定児の預かり保育料

コース名	利用可能時間	入園金	保育料	備考
こどもランド	授業終了～18:30 までの随時利用	なし	250円/60分	登降園管理カード(IC カード)を事前購入
朝ランド	7:00～9:00	なし	250円/30分	

※新2号認定児のみ一部還付されます。

※上記「保護者の負担諸費用」については、諸般の情勢により予告なく変更する場合があります。

9. 教育内容の第三者評価及び公開

毎年1回、在園児保護者全員による、「ゆりかご幼稚園における教育評価」を実施し、評価結果は保護者会及びホームページ上に公開します。

10. 幼稚園見学、入園説明会と大運動会

ゆりかご幼稚園への入園を希望される1号及び2号認定児は、全員以下の行事に必ずご参加ください。

- (1) 5月の連休明けから開始される幼稚園見学(必ず事務局に電話で予約してください)。
- (2) 9月最終土曜日に行われる入園説明会。
- (3) 10月に開催される「ゆりかご幼稚園大運動会」。

11. 給食について

実施方法：自園給食を行います。アレルギー等への対応は、主治医による指示書に従います。

※アレルギー症状が重度の場合は、自宅より弁当を持参していただきます。

12. 健康診断・身体測定について

(1)健康診断

認定区分	1号認定児	2号認定児	3号認定児
回数	2回/年間	3回/年間	1歳児：1回/2ヶ月 2歳児：1回/4ヶ月
実施内容	内科検診は園医、歯科検診は委託歯科医が行います。検診の結果については、必要に応じて保護者へ連絡します。		

(2)身体測定

認定区分	1号認定児	2号認定児	3号認定児
回数	3回/年間	毎月1回	毎月1回
実施内容	体重・身長計測を行います。計測の結果については、1号認定児及び2号認定児については3回/年間、3号認定児は毎月1回保護者へ連絡します。 なお、体力測定を5月及び2月の2回/年実施し、個別面談で報告します。		

13. 年間行事予定

行 事 内 容			
区分 月	1・2号認定児(3歳児以上)	1号認定児 (満3歳児)	3号認定児
4月	入園式・始業式・個人面談		入園式
5月	授業参観・春の遠足・ゆりかご総会		
6月	プール・ファミリーの集い		
7月・8月	個人面談・夕涼み会・収穫体験・ 夏季授業(8月)・宿泊体験学習		夕涼み会・ 収穫体験
9月	敬老の日手紙投函・十五夜の集い・運動会手伝い 日	入園式・ 十五夜の集い	十五夜の集い
10月	運動会・秋の遠足・願書配布	運動会	運動会
11月	入園考査		

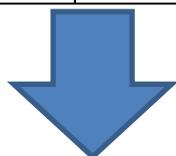
12月	クリスマス会・教育発表会	クリスマス会	クリスマス会
1月	新春コンサート・かいものごっこ作品展		
2月	豆まき・年長お別れ遠足・個人面談	豆まき	豆まき
3月	ゆりかご総会・卒園式・終了式	終了式	

14. 毎日の流れ

7:30 朝ランド(1号認定児)・7:00 早朝保育(2号認定児・3号認定児)開室・視診・保育室内遊び・外遊び)

1号認定児・2号認定児共通(3歳児以上)			1号認定児(満3歳児)			3号認定児			
9:00 9:30	徒歩通園児登園 ・視診・ スクールバス 通園児登園完了	シール貼り、着替えを済ませ園庭に出て自由に遊ぶ	9:00 9:30	徒歩通園児登園 ・視診・ スクールバス 通園児登園完了	自由遊び、片付け排泄	9:00	徒歩通園児登園・視診自由遊び、片付け排泄		
9:40	朝の時間	・お誕生日のお友達紹介 ・わっはっは体操・ラジオ体操・オーレチャンプなど体操・遊戯・乾布摩擦・冬は軽くマツ	9:40	朝の時間	・お誕生日のお友達紹介 ・わっはっは体操・ラジオ体操・オーレチャンプなど体操・遊戯・乾布摩擦	9:30	朝の活動、手洗い		
						9:45	おやつ		
10:10	クラス活動(同年齢横割での教育活動に準じた活動)	・朝の挨拶、出席調べ・美しく歌う・今日の活動の確認	10:10	クラス活動	・朝の挨拶、出席調べ・美しく歌う・今日の活動の確認	10:00	設定保育		
主たる活動(1) ゆりかごだよりで指定された学年が受講									
<ul style="list-style-type: none"> 月曜日 ・外部講師によるボール遊び ・カナダ人のロジャー先生と遊ぶ英語教室(3歳児以上) 火曜日 ・科学の眼絵本(年長児) ・外部講師による合気道(年長児) 水曜日 ・特別講師による音楽の広場(3歳児以上) ・ピアジェ教材 木曜日 ・外部講師による縄とび、マットなどのスポーツ遊び ・外部講師によるリトミック 金曜日 ・外部講師によるスポーツ遊び(園外授業の場合もあり) 									排泄、手洗い
11:45	昼食・歌	月曜日～金曜日→給食	10:45	昼食	月曜日～金曜日→給食			11:15	昼食 片付け 本読み 排泄
		・天気・温度の記録(年長児)							
12:30	黙想・静寂の時間	・物語、俳句、科学質問箱など一斉放送	12:00	午睡		12:00	午睡		
12:45	お話の時間	・主に園庭で自由にのびのび遊ぶ	13:00	起床	・順次、目覚めた園児から降園準備				
	主たる活動(2) 水曜日は異年齢縦割教育	・運動会、教育発表会、作品展などの行事							

		の前はその準備にあたる			
13:25	明日の活動の確認 ・視診	降園準備、心を落ち着かせる ・視診	13:25	明日の活動の確認 ・視診	降園準備、心を落ち着かせる ・視診
		帰りの歌			帰りの歌
13:50	園庭に整列、挨拶 ・視診		13:50	園庭に整列、挨拶 ・視診	
14:00	降園バス出発		14:00	降園バス出発	
14:10	徒歩通園児降園		14:10	徒歩通園児降園	



14:00	1号認定児(こどもランド)	14:00	1号認定児(こどもランド)	14:30	起床・排泄
	2号認定児室内遊び、外遊び、歌遊びなど				
15:00	おやつ	15:00	おやつ	15:00	おやつ
				16:00	排泄降園準備 歌・挨拶
16:30	16:30 バスコース出発(1号認定児、2号認定児)	16:30	16:30 バスコース出発(1号認定児、2号認定児)	16:30	合同保育
17:00	2号認定児お迎え完了(短時間認定)	17:00	2号認定児お迎え完了(短時間認定)	17:00	お迎え完了(短時間認定)
18:00	18:00 バスコース出発(1号認定児、2号認定児)	18:00	18:00 バスコース出発(1号認定児、2号認定児)		
18:30	1号認定児・2号認定児(標準時間認定)お迎え完了	18:30	1号認定児お迎え完了	18:30	お迎え完了(標準時間認定)
20:00	閉園		閉園	20:00	閉園

15. 災害非常用および緊急時の連絡先登録(保護者の代理人登録)

災害非常時に保護者と連絡がとれないまたは対応が厳しい場合、また、園児の急病急変等の緊急事態発生事態時に保護者との連絡が取れないまたは対応が厳しい場合、代理人の方へ連絡を入れ、速やかに緊急対応します(別途用紙配布)

16. 非常災害時の対応

事故、急病により原則マニュアルに沿って対応をする。感染症予防マニュアル、アレルギー対応マニュアル、健康マニュアル等直ちに保護者へ連絡をとり(とれなくても)指定している病院に連れて行きます。また、職員より保護者に対して状況説明をします。
園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め対策を立て、少なくとも毎月1回園児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとします。

17. 保育内容に関する相談・苦情

利用の相談窓口	認定児区分	1号・2号認定児	3号認定児
	窓口担当者	荒井利夫	三由真理

	ご利用時間	10:00～16:00	10:00～16:00
	電話番号	044 (977) 1623	044 (863) 9255
	FAX	044 (977) 6556	044 (863) 9252
※担当者が不在の場合は、職員までお申し出下さい。			

18. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

- ・ 1号・2号・3号語定児任意により「障害総合保険」(損保ジャパン)
※詳しくは、別途配布する「園児総合保障プラン」をご確認ください。
- ・ 2号・3号認定児のみスポーツ振興センター傷害保険に園で加入しています。
- ・ 1号・2号・3号認定児には、賠償責任保険に加入しています。

19. 利用にあたってのその他の留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・禁止事項 ・制限事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、与薬は行いません。 ・園を利用しての宗教活動、政治活動及び営利活動は禁止します。
--	--

20. 個人情報の取り扱いについて

特定教育・保育の提供に際して、利用児及びその保護者等に係る個人情報(写真、動画等含む)について以下の目的のために、園の判断により必要の範囲において使用いたします。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育園等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・役所等への円滑な接続・運営が図れるように必要な情報を共有すること。
- ・透明性のある教育・保育の活動を園内外へ発信するため、写真・動画等を活用すること。

21. その他

・情勢によりやむを得ず、臨時休園等になった際、自宅で受ける教育動画を配信することがありますので、動画を視聴できる機器が必要になります。(自宅のPCや保護者のスマートフォン等で問題ありません。)

(202201006)